日銀業第306号2018年4月16日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(担保関係事務)」 の一部改正に関する件

日本銀行では、担保差入先が電子記録債権または証書貸付債権を本行に共通 担保として差入れる場合において、担保差入先が提出する付随担保明細書の記 入事項を明確化する観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日か ら実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(担保関係事務)」中一部改正

○ 第1編Ⅱ. 2.(6) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日(送信日またはその翌営業日)に、イ.の「担保差入受付通知」とともに下表に掲げる書類(提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には〇印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。)を、担保取引店に提出してください。ただし、〇印が付された書類であっても、下表の備考欄に記載がある場合には、この限りではありません。

		Ē	証書貸付債			
		企た動資にる貸権 業不投人す書債	政別をむ対証付(計) にる貸権	政府保 証付証 書貸付 債権	地方は 共団 おま は 大田 は ままま は ままま は は ままま は は は まままま は は は まままままま	備考
	証書貸付債権 証書 「証書貸付債権 の入札等の貸付条件の決定 方法に関する 確認書	略(不変)				
提出書類	「権抗る等律「明「要下証い動の要民に」登書登証「明いを譲にのす定事ま事書記等するの関特るめ項た項(事」)	0	0	0	0	「担保に関すり、 一型 では では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます

					ン担保差入先を譲渡人 または質権設定記お存在と 賃権設定登記が存在と 質権設定とを確認でする 場合には、差入れる 書貸付債権 は不要です (注1)。
付随担保明細 書 ^(注2)	0	×	×	×	付随担保が付されてい ない場合には、提出は 不要です。

(注<u>1</u>) この場合には提出を要する登記事項証明書等をそれぞれ1通提出してください。 (注<u>2</u>) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。

〇 第1編II. 2. (7) イ. (口) を横線のとおり改める。

(ロ)担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日(送信日またはその翌営業日)に、(イ)の「担保差入受付通知」とともに、下表に掲げる書類(提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には〇印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。)を担保取引店に提出してください(注1)。

ただし、〇印が付された書類であっても、下表の備考欄に記載がある場合には、この限りではありません。

		証言	書貸付債権の	種類	
		企た動資にる貸権ま不投人す書債	政府保証 付証書貸 付債権	地方公共 団体に対 する証書 貸付債権	備考
提出書類	日本銀行から らたは 付債 の写 一 記事 明書等	略(不変))		
	付随担保明	0	×	×	付随担保が付されていない

細書 (注3)			場合には、	提出は不要です。
エージェン トが作成し た分割返済 予定表	略(不変))		

- (注1) 略 (不変)
- (注2) 略 (不変)
- (注3)日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。
- 第1編Ⅱ. 2. (7) ロ. (ロ)を横線のとおり改める。

(ロ) 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日(送信日またはその翌営業日)に、下表に掲げる書類(提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には〇印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。)を、(イ)の「担保差入受付通知」とともに担保取引店に提出してください(注1)。

ただし、〇印が付された書類であっても、下表の備考欄に記載がある場合には、この限りではありません。

		証	書貸付債権の	種類				
		企た動資にる貸権 業は産法対証付 ま不投人す書債	政府保証 付証書貸 付債権	地方公体 は対証対 証付 権	備考			
	日本銀行から 交付を受けた 証書貸付債権 証書の写	略(不変)						
提	ſ							
出書類	登記事項証明 書等							
74	付随担保明細 書 (注3)	0	×	×	付随担保が付されていない 場合には、提出は不要です。			
	エージェント が作成した分	略(不変)					

割返済予定表

- (注1) 略 (不変)
- (注2) 略 (不変)
- (注3)日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。
- 第1編Ⅱ. 2. (8) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日(送信日またはその翌営業日)に、イ.の「担保差入受付通知」とともに次に掲げる書類 (注) を担保取引店に提出してください。

g. 付随担保明細書 (注4) (付随担保が付されていない場合には提出は不要です。)

(注4)日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。